

当院では患者さんの総ての価値を最優先し、満足いただける最善の医療を提供するためには、患者さんと医療従事者との間により良い人間関係を築いていく事が重要だと考えております。

そのために当院では、Iに述べる患者さんの権利を尊重して参りますが、患者さんにも、より良い医療の提供を受けるために、IIに述べるお願いをさせていただきますので、ご協力の程お願い申し上げます。

I 患者さんの権利

- 1 患者さんには、差別を受けることなく、安全で良質な医療を受ける権利があります。
- 2 患者さんには、ご自身の医療について十分な説明と情報提供を受けたうえで治療方法などを、自らの意思で選択する権利があります。
- 3 患者さんには、医師が提供する医療に対して要望や意見を述べ、医師と協議する権利、他院の医師の意見(セカンドオピニオン)を求めることができる権利があります。
- 4 患者さんには、ご自身が受けている医療についての情報を知る権利があります。
- 5 患者さんには、ご自身に関する個人情報やプライバシーについて保護される権利があります。

II 患者さんへのお願い

- 1 適切な医療を実現するため、患者さんご自身の病状や健康に関する正確な情報をできる限りお伝えください。
- 2 患者さんご自身が受けられる医療ですから、十分ご理解いただけるようにお尋ねください。
- 3 安全な医療、安心できる環境を提供するため、病院の規則をお守りください。
- 4 病院の規則をお守りいただけない場合、他の患者さんや職員に対して、セクシャルハラスメント・暴力行為、大声または暴言・脅迫的言動などの迷惑行為があった場合には、診療をお断りすることがあります。
- 5 あらゆる危険を回避するため、職員との連携にご協力ください。